

# 令和5年度羽生市立須影小学校いじめ防止基本方針

## いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する（「いじめ防止対策推進法」第2条）。

## 学校教育目標

進んで勉強する子  
仲よく助け合う子  
健康でがんばる子

- ・いきいき学ぶ子
- ・にこにこ育つ子
- ・きびきび行動する子

## いじめを生まない 学校づくり

### いじめ防止対策委員会

校長・教頭・生徒指導主任  
教務主任・保健主事・養護教諭  
道徳教育推進教員・人権主任  
特別支援CN  
教育相談主任  
学年主任  
○PTA会長  
○自治会長  
○SSW ○SC  
○警察 ○は必要に応じて

### 須影小学校コミュニティー スクール推進委員会

チーム  
須影小

保護者  
地域

すかけ協力隊  
(学校応援団)

### 専門・関係機関との連携

- ・教育委員会との連携（報告・支援）
- ・民生委員、主任児童委員との連携
- ・児童相談所
- ・警察との連携

## 自己肯定感を育てる教育活動の実践

## いじめ防止に関する基本的な考え方

- 職員は、「いじめは絶対に許されない」という基本認識をもち、いじめを絶対に許さない、見過ごさないように努める（未然防止）。
- 職員は、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識をもち、早期発見のために実効的な取組を行う（早期発見）。
- いじめ問題に対して組織一丸として対応する（早期対応）。
- 児童一人一人の自己有用感を育むため、自己存在感と自己決定の場を与え、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する（予防）。
- いじめの早期解決に向けて、いじめられている児童を守るとともに、関係機関と連携する（対処）。
- 保護者は子の教育の第一義的責任を有するので、我が子がいじめを行うことのないよう規範意識を養う指導に努める（いじめ防止対策推進法第9条）。

## 未然防止

- 児童が安心して安全に学べる学校・学級づくり
- 自己肯定感を育む教育活動
- 道徳教育・人権教育の充実
- 善悪の判断ができる児童の育成
- わかる授業の実践
- 夢を育む教育活動
- 生徒指導主任を中心とした体制
- 積極的な生徒指導の実践
- いじめ防止強化期間の実施  
1学期 5月1日～5月10日  
2学期 11月1日～11月10日  
3学期 2月1日～2月10日

## 早期発見

- 日常活動からの丁寧な児童理解
- いじめ調査（年3回）  
いじめ防止強化期間中に実施
- 教育相談の実施  
5月と11月に実施
- 保護者との連絡連携（連絡帳）
- 定期的な情報交換
- 掲示物・児童作品等の観察
- 早期発見のための職員研修
  - ・わかる授業への指導方法改善
  - ・アセス調査実施と分析（5月）

## 適切な対応

- 「いじめ防止対策委員会」による組織的対応
- 迅速な対応
  - ・被害児童の保護、心のケア
  - ・加害児童への事実確認
  - ・加害児童の保護者への指導要請
  - ・観察者（取巻き）、傍観者への聴き取りと指導
- 被害児童・加害児童の保護者への情報提供
- 加害児童の保護者へは我が子への指導協力